

# 恐れを超えて ——LGBT 理解増進法をきっかけに——

広瀬由佳

## はじめに

2023年6月、性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（以下LGBT法）が成立した。聖書は「この世と調子を合わせてはいけません」（ローマ12:2）と語るが、この法律を教会はどのように受け止め、実際に社会や教会に存在している多様なセクシュアリティの人々と共に生きていくべきだろうか。LGBT法をきっかけにして<sup>1</sup>、教会の目指す姿を模索していきたい。

LGBT法に関して教会の内外では様々な反応があった。差別に反対する声明から、時期尚早であるという懸念、信教の自由が脅かされるという不安、男性の女性スペースへの侵入という恐れと様々である。異質な他者と共に生きることは常に恐れを伴うことである。この恐れを教会はどのように乗り越えたら良いのだろうか。

本稿ではトランスジェンダー女性（以下、トランス女性）の排除に絞って議論していきたい。近年福音派の中でも性的マイノリティ<sup>2</sup>への関心が高まってきたが<sup>3</sup>、「LGBTQ」が話題になる場面でも、同性愛の話題が中心になること

<sup>1</sup> 本稿ではあくまでもLGBT法によって浮き彫りになった教会の課題を論じることであり、LGBT法自体の是非を問うものではない。

<sup>2</sup> マイノリティとは単に数が少ないという意味ではない。力に不均衡のある社会の中で不利益を被っている集団を指す。

<sup>3</sup> 2021年度福音主義神学会東部部会春季研究会議では「神の像に造られ、キリストのかたちに贖われ——imago Deiに關わる諸課題と諸事情」という題でLGBTQの

が多く、トランスジェンダーに限った議論は少ないように見受けられる。時にはセクシュアリティの概念の理解不足により、トランスジェンダーと同性愛が混同されて語られることもある<sup>4</sup>。一方で、LGBT 法成立の際はトランス女性に関する否定的な言説が発信された。

本稿ではまず LGBT 法と LGBT 法成立をめぐる社会の状況、続いて「女性の安全が脅かされる恐れ」と「信教の自由が脅かされる恐れ」について取り上げ、最後に我々が向き合うべき課題について創世記のハガル物語から考えていきたい。<sup>5</sup>

## 1章. LGBT 法

### 1－1. 背景と成立

日本で性的マイノリティに関する法整備の動きが始まったのは 2020 年に開催予定だった東京オリンピックと日本が議長国となる 2023 年の G7 広島サミットの影響が大きい。

2015 年には東京都渋谷区・世田谷区で「パートナーシップ制度」が導入され、

---

人々について取り上げられた。また、2022 年 6 月「クリスチャン新聞」では「特集 教会と LGBTQ」が二回にわたって掲載され、2023 年 9 月日本福音同盟神学委員会編『「聖書信仰」の成熟をめざして 2』には「福音とセクシュアリティ～混乱の時代だからこそ～」「LGBTQ +と共に生きる教会」の二つの論考が掲載された。また、2024 年 8 月には藤本満『LGBTQ 聖書はそう言っているのか？』(イクスピーブックス) が出版された。同書では福音派の聖書観の見直しから始まり、伝統的に同性愛断罪の根拠として用いられてきた聖書箇所について掘り下げて検討されている。

<sup>4</sup> この現象は必ずしも福音派あるいはキリスト教界隈に特有のものではない。周司あきら、高井ゆと里『トランスジェンダー入門』(集英社、2023 年) 4 頁には「ただし、性的マイノリティとして一括りにされたなかで、トランスジェンダーにページが割かれることは少なく、どうしても『おまけ』のような扱いになります。」と書かれている。

<sup>5</sup> LGBT 法についての福音派からの発信は、管見の限り個人の SNS 上での発信が主であり、論文や雑誌記事等は見当たらなかった。そのため、筆者とは異なる立場について本稿で十分に取り上げができるとは言い難い。福音派の中に筆者とは異なる立場があり、その立場の人々もまた尊重されるべきであることを断つておきたい。

性的マイノリティに関する法整備をめぐる動きが活発化し<sup>6</sup>、2018年にはお茶の水女子大がトランス女性の受け入れを発表した。この頃から SNS 上でのトランス女性への集中的な攻撃が始まり、トランス女性は女性ではないという主張がされるようになる<sup>7</sup>。

2020年9月日本学術会議法学委員会社会と教育におけるLGBTIの権利保障分科会「(提言)性的マイノリティの権利保障を目指して(II)——トランスジェンダーの尊厳を保証するための法整備に向けて」が提出され<sup>8</sup>、2021年5月にはLGBT理解増進法超党派合意案がまとめられた。しかし法整備は順調に進んだとは言い難い。2021年の議論では、差別の定義が曖昧であることや訴訟が乱発されるといった言説が多く、2023年の議論ではトランスジェンダーに対するバッシングの言説が中心的に見られた<sup>9</sup>。LGBT法連合会はSOGI<sup>10</sup>差別解消法を求めており、野党もSOGI差別解消法案と婚姻平等法案を提出していたが、与党案をベースとした理解増進法案で超党派が合意し、代わりに「差別は許されない」という文言が追加される。このような経緯を経てLGBT法は2023年6月に成立したが、その内容は様々な立場から批判されることになる。

## 1-2. 内容

LGBT法は、差別を禁止し国民の理解増進に努めることを目的としている<sup>11</sup>。しかし、LGBT法には超党派合意案とは異なる点がいくつかあり、本来の意図を損なっているということが指摘された。注目すべきは第三条の「不当な差別」

<sup>6</sup> 松岡宗嗣 「「LGBT理解増進法」の経緯と問題—差別をなくすために必要な法律とは」『全労連』322号（全国労働組合総連合、2023年）11頁

<sup>7</sup> 清水晶子 「『同じ女性』ではないことの希望』『多様性との対話』（岩渕功一編、青弓社、2021年）145頁

<sup>8</sup> <https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/kohyo-24-t297-4-abstract.html> (2024年9月13日最終閲覧)

<sup>9</sup> 松岡「経緯と問題」14頁

<sup>10</sup> 性指向 (sexual orientation) と性自認 (gender identity) の頭文字。これらの用語について後述する。

<sup>11</sup> 第一条には「……性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする」とある。

という文言<sup>12</sup>と、第十二条の「すべての国民が安心して生活できるように留意する」という文章<sup>13</sup>である。「不当な差別」という表現は、「不当でないは差別」すなわち「正当な差別」が存在するかのような印象を与えかねない。また第十二条については松岡宗嗣が以下のように述べている。

「すべての国民の安心」と言うと、一見何も問題がないように見えるかもしれないが、実際には大きな懸念がある。そもそもこの法律は、性の多様性について「理解」を広げるためのものだ。本来、多数派による差別や偏見によって、性的マイノリティはさまざまな不利益を被っている現状があるために「理解」を広げる必要があるはずだが、なぜか性的マイノリティが加害者かのように位置付けられ、多数派の安心にも留意する趣旨の文言が加えられてしまうことは本末転倒だ。……実質的に「多数派への配慮」規定が盛り込まれてしまったと言える（下線は引用者による）<sup>14</sup>。

このように LGBT 法は本来は差別を受けている社会的マイノリティを守ることを目的としていたが、変更が加えられたことによって、保護されるべき対象であったはずの性的マイノリティがあたかも国民の安全を脅かす存在であるかのように印象付けられた。

<sup>12</sup>「第三条 性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダー・アイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダー・アイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。」（下線は引用者による）

<sup>13</sup>「第十二条 この法律に定める措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダー・アイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意するものとする。この場合において、政府は、その運用に必要な指針を策定するものとする。」（下線は引用者による）

<sup>14</sup> 松岡「経緯と問題」17頁

### 1－3. LGBT 法に対する反応

上述の通り、LGBT 法には様々な反応があった。LGBT 法成立前の 2023 年 3 月、性の聖書的理 解ネットワーク「NBUS」は時期尚早であるとの声明を岸田総理(当時)に対して送り、NBUS は「信教の自由の否定、女性の権利の侵害、家庭の崩壊、性別適合手術(原文では性転換治療)を受けた子どもの後悔」を根拠に LGBT 法成立に反対している。一方、成日本基督教団京都教区宣教部と日本バプテスト連盟は法成立のタイミングで差別に反対する声明を発表した<sup>15</sup>。

また、LGBT 法は様々な恐れを引き起こした。SNS 上では信教の自由が脅かされることを恐れる発信もあった。キリスト教の中には同性愛や生まれたときに割り当てられた性別とは違う生き方を選択することを罪と考える人々がいる。これらの思想が「不当な差別」に当たり、言論統制されてしまうのではないかという恐れである。また、男性による女性スペースへの侵入に対する恐れが発信された。次章からこの二つの恐れ、「信教の自由を脅かされる恐れ」と「女性の安全が脅かされる恐れ」について取り上げたい。

## 2章. 女性の安全とトランス女性

### 2－1. トランスジェンダーおよびトランス女性の定義

トランス女性について論じるために、まずセクシュアリティの要素という概念から手短に説明したい。世界保健機関が 2002 年にインターネット上で掲載

<sup>15</sup> 日本基督教団京都教区宣教部は「現在、広がっている性的マイノリティへの差別、とりわけトランスジェンダーに対する差別に断固反対、抗議し、“いのち”を守る活動を継続します。また、集会等の企画や関係団体との連携などを通して、より一層の取り組みを進めていきます」と表明し、日本バプテスト連盟も「私たちは自らの性を生きる人々の命と人権を尊び、あらゆる憎悪犯罪に反対します」という声明においてトランスジェンダーを公表している仲岡しゅん弁護士に対するヘイトを取り上げ「昨今は、セクシュアリティが話題となることも増えてきましたが、社会の中でトランスジェンダーとして生きる大変さは想像に難くないことです。今回の件は、自らのセクシュアリティを生きる、仲岡弁護士の生き方そのものを真っ向から否定するものであり、それらはトランスジェンダーの存在を否定することとなっています。とても恐ろしいことです。仲岡弁護士は、加害者に向けて「本当に傷つけているのは、あなたの尊厳と価値です」と、語られたとの報道もあります。人を傷付けることは、自分自身にも傷を付けているということを覚えたいと思います。」と語っている。

した定義<sup>16</sup>は「人間であることの中核的な特質のひとつで、セックス、ジェンダー、セクシュアル・アイデンティティならびにジェンダー・アイデンティティ、性指向、エロティシズム、情緒的愛着／愛情、およびリプロダクションを含む」であり、人間の性の在り方に関わる様々な要素をまとめてセクシュアリティと呼ぶ。

トランスジェンダーは「出生時に割り当てられた性別<sup>17</sup>と、ジェンダーアイデンティティ<sup>18</sup>が異なる人たち」<sup>19</sup>と定義される。「トランス女性」とは、出生時に割り当てられた性別は男性であるが、本人が認識し経験している性別が女性である人のことである。一方、出生時に割り当てられた性別と性自認が一致している人々を「シスジェンダー」と呼ぶ。シスジェンダーが社会的マジョリティ、トランスジェンダーが社会的マイノリティである。なお、「性別違和」とは出生時に割り当てられた性別と性自認の間の違和感のことであり、「性同一性障害」は診断名のことである。トランスジェンダーの中には診断を受けていない人々も含まれるため、「トランスジェンダー」と「性同一性障害」は厳密には異なるが、互換的に使用されることもある。

## 2-2. トランスジェンダーと社会

トランスジェンダーは性自認とは異なる扱いを受けることが頻繁に起こる。このことを「ミスジェンダリング」という。また、シスジェンダーであること前提に形成されている社会においてマイノリティであるということは、それだけで生きづらさを覚えることになり、基準とされるセクシュアリティから逸

<sup>16</sup> 現在はウェブサイト上から削除されているが、針間克己、平田俊明編『セクシュアル・マイノリティへの心理的支援 同性愛、性同一性障害を理解する』（岩崎学術出版社、2014年）15頁等で確認することができる。

<sup>17</sup> 人は誕生すると医師によって男あるいは女に性別を割り当てられる。割り当ての基準となるのは主に外性器である。出生時に割り当てられた性別は多くの場合、戸籍の性別と一致するが、出生時に目視で身体的性別の判断できない場合は留保される。

<sup>18</sup> 本人が認識し、体験している性別。性自認。「心の性別」という表現がされることがあるが厳密にはふさわしくないため、本稿では引用を除き「性自認」で統一する。

<sup>19</sup> 周司、高井『トランスジェンダー入門』14頁

脱した存在は、社会に参与することが困難になる。また、ロールモデルのなさや自己肯定感情の低下といった問題も抱えており、性的マイノリティはいじめ被害に遭いやすく、自殺念慮が高いことも指摘されている。

トランスジェンダーの生きづらさはそれだけではない。性規範から逸脱し、排除される人々は、本来は弱者であるはずだが、フォビア（恐怖）の対象とされることもある。LGBT 法成立をめぐってトランス女性はシス女性（出生時に割り当てられた性、性自認ともに女性である人）を脅かす存在であるかのように扱われた。フェイは『トランスジェンダー問題』において、「『トランス女性は女性性を主張しているだけのセクシスト的な男性だ』という汚名が着せられている」<sup>20</sup> と言い、トランス女性は「女性の口をふさぐ」存在としてみなされているという。

また、このようにあらゆる場面で生きづらさを強いられるマイノリティが声を上げる時、その声が秩序を乱すものとしてみなされることがある。マジョリティの目に暴力的・過激なものとして捉えられ、非難されるのである。アーメッドは「気分を害することは、他人の自由に対する押しつけとして登録される」<sup>21</sup>、「暴力の多くは、その暴力がその集団の内部から生じていると位置づけることによって機能する。そのため、マイノリティはしばしば存在自体が暴力的であるとみなされたり、暴力を振るっているとみなされたり、あるいは自分たちに向けられた暴力の原因とさえみなされる」<sup>22</sup> と言うが、LGBT 法が「マイノリティの権利を守る」ことから「マイノリティからマジョリティを守る」ことへとすり替わってしまった過程で同様のことが起きていた。性的マイノリティはマジョリティの権利を侵害する者、暴力的な者としてみなされたのである。

アーメッドはこの仕組みを小枝のたとえで説明する。小枝に力がかかるて折れたとして、その小枝に既にかかっていた力に気づかなかった人は折れた小枝を出来事の始まりとして見る。同じようにマイノリティが何らかのアクションをするときに、マイノリティが受けてきた力に気づかなかった人にとってはマ

<sup>20</sup> フェイ 『トランスジェンダー問題』 328 頁

<sup>21</sup> Sara Ahmed, “An Affinity of Hammers,” TSQ: Transgender Studies Quarterly, Volume3, Issue1-2 (Durham: Duke University press, 2016) , 25.

<sup>22</sup> Ahmed, “Affinity,” 26.

イノリティが出来事を起こしたように見えるのである。

## 2-3. 本当に女性の安全は脅かされるのか

マイノリティが生きづらさを強いられている社会に疑問を抱かず、むしろ心地よく過ごしているマジョリティにとって、LGBT 法は心地よさを揺るがされるものと言えるかもしれない。しかし、女性の安全という点で考えるならば、LGBT 法は決してマジョリティを脅かすものではない。トランス女性の存在を認めると女性スペースに男性が侵入してくるという批判は、現状のトランスジェンダーの実態にそぐわない。松岡は「そもそもトランスジェンダーの当事者は、自身が周囲からどのような性別で認識されているかを慎重に察知し、トラブルとならないようにトイレなどの男女別施設の利用を制限している。差別や偏見が根強い社会において、望むトイレを安心して利用できていない人が多い。公衆浴場についても性別を移行していない状況で、突然『心は女性だ』とだけ言って侵入するかのような実態はない」<sup>23</sup> と述べている。

また、この批判はトランスジェンダーではないにもかかわらず「心は女性だ」と主張する男性への恐れからくるものでありトランス女性に向けられたものではないはずである。それにもかかわらずトランス女性がシス女性にとって「脅威」として語られるのには、トランス女性を「身体男性」として見る Gender Critical Feminism (Trans-Exclusionary Radical Feminist = TERF とも呼ぶ。以下 GCF) の思想が背後にある。

ここで LGBT 法の成立と反応に関わりの深いフェミニズムの歴史について略述したい。フェミニズムの歴史は第一波フェミニズムに遡る。19世紀末から 20世紀初頭に行われ、女性の市民権を求める運動であった。続く第二波フェミニズムは「個人的なことは政治的なこと」というスローガンが特徴的である。第二波フェミニズムにルーツを持つ GCF は女性を生物学的・本質主義的に理解し、トランス女性を女性スペースから排除しようとするグループである<sup>24</sup>。

<sup>23</sup> 松岡『経緯と問題』15 頁。松岡の語る現状は、男女別施設を利用する際にトランスジェンダーが不便さや不安を感じざるを得ない状況であり、改善されなければならない課題ではある。

<sup>24</sup> 新ヶ江章友『クィア・アクティビズム——はじめて学ぶ〈クィア・スタディーズ〉

GCF は女性の人生を形作る主要素は性差別であり、女性たちはその共通の体験で結ばれていると考え、その経験をしていないトランス女性を男性であり抑圧者だと主張した<sup>25</sup>。LGBT 法をめぐってトランス女性が安全を脅かす存在のように見られたのは GCF の思想が影響している。

1980 年代終わりから 1990 年代にかけて第三波フェミニズムが起り、続く第四波フェミニズムは、第三波フェミニズムの思想を受け継いだ。第四波フェミニズムの特徴は MeToo 運動に代表される SNS 上の発信である。第三波、第四波フェミニズムの特徴は交差性概念によって「女性」というカテゴリを問い合わせ直したことである。交差性とは差別が起こる様々な要素を交差する複数の道路にたとえたものであり、黒人女性の経験から生まれた。クレンショーは、人種差別が語られるときは黒人男性が、性差別が語られるときには白人女性が想定されることによって、黒人女性の経験が見落とされてしまうことについて指摘し<sup>26</sup>、「交差点で事故が起こる」<sup>27</sup>と言う。ジュディス・バトラーによる以下の語りはこの概念を理解するのに役立つ。

ジェンダーは、人種、階級、民族、性、地域にまつわる言説によって構築されているアイデンティティの様態と、複雑に絡み合っているからである。その結果、ジェンダーをつねに生みだし保持している政治的および文化的な交錯から「ジェンダー」だけを分離することは不可能なのである<sup>28</sup>。

交差性は、個人が経験する差別には様々な要素があり、それらは決して別々

---

のために』（花伝社、2022 年）72 頁

<sup>25</sup> カイラ・シュラー『ホワイト・フェミニズムを解体する』（川副智子訳、明石書店、2023 年）261 頁

<sup>26</sup> Kimberle Crenshaw, “Demarginalizing the Intersection of Race and Sex: A Black Feminist Critique of Antidiscrimination Doctrine, Feminist Theory and Antiracist Politics,” *University of Chicago Legal Forum* (Chicago: The University of Chicago Press, 1989) , 139-168.

<sup>27</sup> Crenshaw, Demarginalizing, 149.

<sup>28</sup> ジュディス・バトラー『ジェンダー・トラブル』竹村和子訳（青土社、1999 年）22 頁

に語ることはできないという現実を表している。同時に、何らかの属性を取り上げて差別を語ろうとしても、その集団が決して一枚岩ではないという現実をも突き付ける。

交差性概念が強調するのは「女性の経験」は必ずしも一つではないということである。トランス女性がバッシングの対象となったとき、「トランス女性はシス女性のような経験をしていない」という声があった。これに対してインターネット上では「#トランス女性は女性です」というハッシュタグが提唱された。このハッシュタグについて清水晶子は「『トランス女性は女性だ』と言うことは、トランス女性とシス女性とは同じ女性ではないということでもある」<sup>29</sup>と言う。清水のこの表現は、一見するとトランス女性を「女性」というカテゴリから排除する差別的な言説にも見える。しかし、実際にはあらゆる「女性」が「同じ女性」として一縷めにすることのできない固有の存在である。

あの女性と、この女性とは、必ずしも同じ女性ではない、ということ。しばしば「女性なら誰でもわかる／経験したことがある」などと言及される経験は、しかし、必ずしもあらゆる女性たちにとっての経験ではない、ということがある。きわめて当たり前のことだが、女性がみな同じ一つの何かを共有しているわけではない、ということ<sup>30</sup>。

この問題意識は、第三波以降のフェミニズムが女性の権利と尊厳を回復しようとする時に向き合ってきたものである。

フェミニズムは何度も何度もこの問題に突き当たり、そこにつまずき、そしてそのことを通じてより豊かなものになってきた。フェミニズムが目指すのは、第一には、女性の権利と尊厳とが男性のそれと同等に尊重される社会の実現である、といえるだろう。しかし、そのときの〈女性〉とはどの女性なのか、誰を指すのか。そのように問われることを通じて、フェミニズムは、自らが想定してきた〈女性〉とは異なる出自や経歴、

<sup>29</sup> 清水「希望」150頁

<sup>30</sup> 清水「希望」150頁